

【参考】欧州共同体の権限のある当局（平成14年12月27日現在）
（相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の化学品に係る優良試験所基準（GLP）に関する分野別附属書より抜粋）

欧州共同体の権限のある当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。

ベルギー	公衆衛生科学機関
デンマーク	産業促進庁 医薬品庁
ドイツ	連邦環境自然保護原子炉安全省
ギリシャ	国立化学総合研究所
スペイン	スペイン医薬品庁医薬品安全部 農業漁業食糧省農業局 科学技術省品質工業安全部 保健消費省食品安全部 保健消費省環境衛生労働保健部
フランス	化学品関係省庁間グループ フランス保健製品衛生安全庁(A F S S A P S) フランス食品衛生安全庁 国立動物用医薬品庁
アイルランド	国立認定局
イタリア	保健省
オランダ	保健福祉スポーツ省医療検査局GLP部
オーストリア	連邦農林環境水利省
ポルトガル	ポルトガル品質管理院(I P Q) 経済省 国立医薬品院(I N F A R M E D)
フィンランド	社会福祉保健生産物管理庁
スウェーデン	医薬品庁 認定適合性評価庁(S W E D A C)
連合王国	保健省優良試験所基準適合監視部